

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

法第9条の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可基準を設定する。設定に当たっての基本的な考え方及び方針等は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

区	分
捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合	
捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域、又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、この限りでない。	
鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合	
捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合	
特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合	
法第36条及び法施行規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。	
鳥獣の愛がん飼養を目的とした捕獲	

(2) 許可する場合の基本的な考え方

捕獲等又は採取等の目的	説	明
学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）の目的	当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われる。	
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等（以下この事項において「被害」という。）の防止の目的	鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合に、その防止及び軽減を図るために行われる。	
特定鳥獣保護管理事業計画に基づく数の調整の目的	人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図るために、必要な範囲内で行われる。	

その他特別な事由を目的とする場合	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要がある場合
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する場合
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館・動物園等の公共施設において、飼育展示する場合
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で、野生の個体を捕獲等又は採取等する場合
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合
前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育のための利用、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とする場合等

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用する捕獲許可申請においては、次の から の基準を満たすものとする。

ただし、 のアのくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況及び過去の捕獲実績等を勘案して、許可された鳥獣以外の鳥獣の非意図的な捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができるものとする。

使用目的	許可基準
獣類の捕獲等の目的 （ の場合を除く。）	ア くくりわなを使用する方法は、原則として輪の直径が12cm以内で、締付け防止金具を装着したものであること。 イ とらばさみを使用する方法は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法は、 のアに加えて、ワイヤーの直径が4mm以上で、よりもどしを装着したものであること。
ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわな（ドラム缶型わなを含む。）に限ること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、捕獲等する鳥獣の種類及び生息数、捕獲等する区域等を勘案し、次の条件を付するものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適正な条件を付すものとする。

捕獲期間、捕獲する区域、捕獲方法、鳥獣の種類及び数の限定
捕獲物の処理方法

捕獲等又は採取等を行う区域での安全確保・静穏保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮適正なわなの数量の限定及び見回りの実施方法

(5) 許可権限の市町村長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて対象とする市町村や種を限定するなど、適切に市町村長に移譲すること（移譲の見直しも含む。）を検討する。

11頁の(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合等、移譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

捕獲許可に係る権限を移譲した市町村に対しては、関係法令及び本計画等に従って適正に許可事務が遂行されるよう助言するとともに、当該事務の執行状況が適切に報告されるよう要請する。

捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村にまたがり多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係機関及び関係地域住民等への捕獲内容の周知を図らせるものとする。

わなの使用に当たっては、次の点について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法に代えることができるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けた「はこわな」や「囲いわな」の使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、法施行規則第19条で定められた場合を除く。）

捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを活用するよう指導するものとする。

捕獲物等は違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲等された個体であることを明確にさせるものとする。

捕獲個体を致死させる場合は、できるだけ苦痛を与えない方法をとるように、指導するものとする。

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用できないので放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適切な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、さらには必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等を求めるものとする。

傷病鳥獣の捕獲においては、のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう確認するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は他地域と孤立している地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取扱うものとする。

継続的な捕獲等が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲を行う。

生活環境や農林水産業に対する加害鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等又は採取等が生じることのないように、各方面を指導する。

地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討する。

2 学術研究を目的とする場合

学術研究及び標識調査を目的とした捕獲等又は採取等の許可基準は、8頁の1に加えて次のとおりとする。

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期 間	区 域	捕 獲 方 法
学 術 研 究	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）及び法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次の各号に掲げる条件に、適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 法第12条第1項又は同第2項に基づき、禁止されている猟法ではないこと。 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
	<p>【研究の目的及び内容】 次のいずれにも該当するものであること。 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究である。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められる。 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究である。 また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものである。 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表される。</p>				
	<p>【捕獲等又は採取等後の措置】 原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められる。 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わない。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められる。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものとする。</p>				
	<p>【その他】 環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取扱う。</p>				
標 識 調 査 (環境省足環を装着する場合)	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼を受けた者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

鳥獣による被害は、その種類により加害時期、地域、被害程度等、多様な状況である。

被害を軽減し、もって生物の多様性の確保、生活環境や生態系の保全及び農林水産業の健全な振興に寄与するため、鳥獣による被害発生について予察を行うとともに、関係者との連携を図り、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理、人の生活に伴い発生する生ゴミや安易な餌付けによる被害の誘引等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

また、被害が現に生じているか又はそのおそれのある場合は、有害鳥獣捕獲により、その防止や軽減に努める。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

被害発生予察表に係る方針等

被害のおそれのある場合に予察として実施する有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）を実施するに当たっては、第9次鳥獣保護事業計画期間（平成19年度は除く。）における捕獲実績等に基づき、被害を及ぼした鳥獣ごとに農林水産物への被害や作付け状況、鳥獣の生息状況等を勘案して、被害発生予察表を作成する。

また、被害の発生状況については、定期的に点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、適正に対処する。

なお、ニホンジカ、ニホンザル及びニホンカモシカについては、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲等に努めるものとする。

被害発生予察表

14頁に示す。（平成14～18年度の被害発生状況による）

被害発生予察地域

14頁に示す。（平成14～18年度の被害発生状況による）

(3) 鳥獣の適正管理の実施

方針

深刻な被害を及ぼす鳥獣については、最新の生息状況等を把握しつつ、被害の防止・軽減を図るため、適切な管理方策の確立を目指すものとする。

防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ、 ニホンザル、 ニホンカモシカ、 ツキノワグマ	20～23 年度	特定鳥獣保護管理計画又は自主保護管理計画に基づき、効果的な防除方法の検討や、適切な個体数管理の実施を図る。	被害マップを作成し、被害状況を的確に把握するとともに、各種施策に役立てる。
イノシシ		出没及び捕獲情報の収集に努め、有効な防除方法等の検討を進める。	
アライグマ		生息状況調査を継続し、防除方法等の検討を進める。	外来生物法に基づく防除を推進する。

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

方針

有害鳥獣捕獲に係る許可基準の設定に当たっての基本的な考え方及び方針は、8頁の1に加えて次のとおりとする。

- ア 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合に行う。
- イ 外来鳥獣等による被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、積極的に有害鳥獣捕獲を行う。
- ウ 予察捕獲は被害発生予察表に掲げる鳥獣を対象とし、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可をする。また、目的を「有害鳥獣捕獲のため(予察捕獲)」とし、許可証に記載するとともに鳥獣捕獲許可台帳に整理する。
- エ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。

有害鳥獣捕獲の許可権者

有害鳥獣捕獲の必要性は、被害が発生している市町村が最も的確な情報を把握している。また、有害鳥獣捕獲の実施は、被害発生後、迅速な対応が求められることから、現に被害を及ぼしており、過去に捕獲実績のある種の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可は、できる限り市町村長に移譲する。

許可基準

市町村における有害鳥獣捕獲の許可事務が円滑かつ全県で統一的に実施できるように、標準的な許可基準を示す。

ア 許可対象者

(ア) 有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として国、地方公共団体及び環境大臣の定める法人とする。

ただし、次の場合は、被害者等が許可申請者となることができる。

- ・建物等でドバト及びカラス類による糞害等が生じている場合で、被害者(被害者から依頼を受けた者を含む。)がその施設内において捕獲箱によるドバト、カラス類の捕獲等をする場合
- ・ゴルフ場の管理において、管理者(管理者から依頼を受けた者を含む。)が、適正な管理をする上で支障となるネズミ・モグラ類を小型のはこわな等で捕獲等をする場合
- ・送電線等におけるカラス類の巣材による電気事故等の防止のため、送電鉄塔等の設置管理者(設置管理者から依頼を受けた者を含む。)が、その巣の撤去に伴い当該巣にある卵、雛を手捕りにより捕獲等又は採取等をする場合

(イ) 有害鳥獣捕獲の実施者は、装薬銃を使用する場合には第一種銃猟免許、空気銃を使用する場合は第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許、わなを使用する場合はわな猟免許、網を使用する場合は網猟免許を所持する有害鳥獣捕獲隊員とする。

ただし、(ア)のただし書きの場合は、狩猟免許の所持及び有害鳥獣捕獲隊員であることを問わない。なお、狩猟免許を所持しない者は、捕獲方法に見合った狩猟免許の取得に努めること。

(ウ) 有害鳥獣捕獲の実施者の人数は必要最小限にするとともに、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、その中には被害の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

イ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

- (イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a 又は b のいずれかに該当する場合を対象とする。
- a 現に被害を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ目的が達成できない場合
 - b 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ目的が達成できない場合
- (ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害の防止や軽減の目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。

ウ 時期・期間

- (ア) 有害鳥獣捕獲を実施する時期は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、被害の発生が予察される場合、又は鳥類の卵の採取等をする場合等、特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
- (イ) 有害鳥獣捕獲を実施する期間は、原則として地域の実情に応じた捕獲等を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。
- (ウ) 有害鳥獣捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に影響がある期間は、できるだけ避けるよう考慮する。
- (I) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等(以下「登録狩猟」という。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。

エ 区域

- (ア) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。
- (イ) 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合は、被害の状況に応じ市町村域を越えて連携して広域的な有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう配慮する。
- (ウ) 鳥獣保護区等で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、他の鳥獣の繁殖に影響が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の鳥獣保護区等、鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、特に慎重に取扱う。
- (I) 銃器に係る特定猟具使用禁止区域内で、やむを得ず銃器による有害鳥獣捕獲を行う場合は、必要最小限の区域とし、安全性の確保に万全の措置を講ずるよう指導する。

オ 方法

- (ア) 従来捕獲実績を考慮し、最も効果的かつ安全な方法を選択すること。
- (イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認める。ただし、高性能の空気銃を用いる場合は、この限りでない。
- (ウ) 法第 15 条第 1 項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、使用が禁止される鉛製銃弾は使用しない。
- (I) 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては鉛が暴露する構造・素材でない装弾の使用を指導する。
- (カ) 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害の発生の遠因を生じさせるてしまうことがないよう指導する。
- (カ) ネズミ・モグラ類は科レベルの捕獲等を認めるが、希少な種の生息が確認されている地域では生け捕りを原則とし、「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」の記載種を捕獲等した場合は放獣する。

カ 本計画期間中の特例措置

(ア) 第 8、9 次鳥獣保護事業計画に引続き、イノシシ及びニホンジカによる高水準な被害に対処するため、被害農林業者が捕獲従事者となることを認める。ただし、許可要件は次のとおりとする。

- ・ 捕獲申請者：市町村長
- ・ 捕獲区域：被害農林業者の所有農林地及び借地等適法な手続きによる耕作地等
- ・ 捕獲従事者：被害農林業者と有害鳥獣捕獲隊の隊員。ただし、被害農林業者は「わな猟免許」所持者に限る。
- ・ 捕獲方法：被害農林業者は「わな」による捕獲を行う。また、隊員は捕獲指導と銃器による援助を行う。
- ・ その他：有害鳥獣捕獲の実施期間は、それを実施していることを看板等により周知し、安全管理に万全を期すとともに、鳥獣捕獲許可申請書に猟具の架設数及び架設場所を明示すること。

(イ) 第 9 次鳥獣保護事業計画に引続き、人身事故の発生又は発生するおそれがある場合で、かつ地区猟友会の承諾を得られた場合に限り、狩猟期間内の可猟地におけるツキノワグマ及びイノシシの捕獲等を許可の対象とする。

狩猟期間内の可猟地における狩猟鳥獣の有害鳥獣捕獲を認めない大きな理由は、登録狩猟とのトラブルを避けることにあります。

(ウ) 外来鳥獣等の捕獲等を積極的に進めるため、次の捕獲等を認める。

- ・ 許可申請者：アライグマ、ハクビシン等の中小型獣類による被害を受けている者で「わな猟免許」を所持する者（生活環境被害の場合は、被害者から依頼を受けた者で、わな猟免許を所持する者を含む。）
- ・ 捕獲区域：被害農業者の所有農地及び借地等適法な手続きによる耕作地等被害者の建物等（敷地を含む。）
- ・ 捕獲方法：小型のはこわなに限る。
- ・ その他：有害鳥獣捕獲の実施期間中は、安全管理に万全を期すとともに、鳥獣捕獲許可申請書に猟具の架設数及び架設場所を明示すること。
捕獲等の対象が狩猟鳥獣であっても、狩猟期間内の可猟地における捕獲等を許可の対象とする。